

## 平成 21 事務年度 保険会社等向け監督方針<sup>1</sup>

保険会社及び少額短期保険業者向けの監督事務の基本的考え方等を体系的に整理した「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」では、監督にあたっての重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に則し、①リスク管理の高度化の促進、②顧客保護と利用者利便の向上、③保険会社等の属性に応じた監督対応の3点を重点分野と捉え、保険会社等との率直かつ深度ある対話に努めつつ、保険会社等の監督にあたることとする。

なお、本監督方針は、21年8月時点の金融機関を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、必要に応じ見直すこととする。

### 1. 金融危機の経験と今後の金融監督の基本的考え方

昨事務年度は、サブプライムローン問題に端を発する国際的な金融市場の混乱が、米国大手金融機関の破綻を契機として危機的様相を呈するに至り、その影響は金融市場にとどまらず、我が国の実体経済を含めた世界経済全体に及ぶ一年となった。

保険セクターにおいても、大和生命が有価証券損失の拡大等により 20 年 9 月末時点で債務超過の見込みとなり、翌 10 月 10 日、更生手続開始の申立てが行われた。また、海外でも、国際的な保険グループの経営が悪化し、公的救済を受けるといった事例も見られた。

これらの事例や株式市場の低迷等を受け、当局としては、各保険会社に対し、適切なストレステストの実施などリスク管理の強化を促すとともに、海外当局と連携した情報収集や影響分析などに取り組んできた。

本監督方針策定時点において、景気は厳しい状況にあるものの、このところ持ち直しの動きがみられる。しかしながら、内外の金融市場の混乱や実体経済の悪化は、21 年 3 月期決算にみられるように、株式を中心とした有価証券に係る損失や逆ざやの拡大といった形で保険会社等の経営にも影響を及ぼしている。

こうした状況の中、昨事務年度においては、ベター・レギュレーションの考え方を踏まえながら、金融危機への対応に取り組んできたところであるが、そうした取組みの中で、ベター・レギュレーションの重要性が再認識された。

したがって、本事務年度の監督行政においても、その運営に当たっては、ベター・レギュレーション（金融機関との率直かつ深度ある対話、対外的な情報発信、内外の経済金融情勢に関する情報の共有・連携、行政対応の透明性・予測可能性の向上等）を基本に据え、その一層の定着・進化を図ることとする。その際、以下の点に特に留意する。

① 各金融機関においては、将来を見据えた経営課題の認識と、経営陣による適切なり

<sup>1</sup>ここで「保険会社等」とは、保険会社及び少額短期保険業者をいう。

一ダーシップの下での積極的な経営改善や適切かつ責任ある経営判断が期待される。このため、当局としては、従来にも増して、(イ) 個々の金融機関や金融システムに内在するリスクを早期に発見するリスク感応度の高い行政(ロ) 顧客保護や利用者利便の一層の向上に向け国民の目線・利用者の立場に立った行政(ハ) 短期的な対応にとどまらず、国際的議論の動向も十分把握しつつ環境変化を展望し、中長期的な対応も並行して行う将来を見据えた行政(ニ) 率直かつ深度ある対話や情報発信等を通じ金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。

- ② 検査部局との共同ヒアリングの実施など検査部局等との一層緊密な連携を図るほか、引き続き、海外当局との連携や、国際基準設定主体への積極的な貢献に努める。
- ③ 専門的人材の育成・確保や研修の充実などを通じ、職員の資質向上に取り組むとともに、金融知識の一層の普及に努める。

## 2. リスク管理の高度化の促進

最近の金融危機では保険セクターの財務にも大きな影響が見られた。このような中、保険会社が様々なリスクを適切に把握し、契約者に対する責任を的確に果たすためには、リスク管理の高度化による財務の健全性確保とその財務情報の適切な開示が必要である。

### (1) 金融危機を踏まえたリスク管理の高度化の促進

- ① 保険会社においては、証券化商品、CDS取引等のクレジット関連投資や金融保証保険の引受けなど、その取り扱うリスクが多様化・複雑化していることを踏まえ、各保険会社において、リスク特性に応じた適切なリスク管理態勢が構築されているかについて検証する。
- ② また、最近の金融市場の変動を踏まえれば、保険会社においては、多様化・複雑化した種々のリスクを個々に管理するだけでなく、リスク全体を統合して管理する態勢を整備することが一層重要となる。このような観点から、各保険会社において、経営陣による主導性と強いコミットメントの下で、会社の規模やリスクの特性等に応じた適切な統合リスク管理態勢が整備されているか検証する。
- ③ ソルベンシー・マージン比率を含めた重要な財務情報の四半期開示や、国際的なベストプラクティスも踏まえた保有金融商品等に関するリスク情報の開示の充実など、市場からの信認を確保するための取組みを促していく。

### (2) ソルベンシー評価の見直し等

- ① ソルベンシー・マージン比率について、まずは現行制度の枠組みの下で、最近の金融市場の変動等も踏まえ、リスク評価の精緻化等の改善に取り組む。
- ② 更に、保険監督者国際機構(IAIS)において経済価値ベースのソルベンシー評価を内容とする規制枠組みが検討されていることや、EUでも、24年にソルベンシーIIが導入予定とされていることを踏まえ、保険会社の実態把握を十分に行いつつ、経済価値ベースのソルベンシー評価の導入について検討を行っていく。

- ③ 経済価値ベースのソルベンシー評価の導入の検討にあたっては、各保険会社に対し、その導入の前提となる経済価値評価に基づくリスク管理態勢の整備に向けた取組みを促していく。
- ④ 国際会計基準審議会（IASB）における保険契約に係る国際会計基準の見直し作業（23年最終基準化予定）を踏まえ、我が国においても中期的な保険監督会計のあり方について検討を進める。また、最終基準化の前であっても、現行の国際会計基準との間の必要なコンバージェンスに向けて検討を進める。

### 3. 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資する取組みである。保険会社等が顧客保護と利用者利便の向上を図り、顧客目線に立った営業をしていくためには、各保険会社等が適切な経営管理（ガバナンス）の下、自主的な業務改善に組織一体となって取り組んでいくことが重要である。また、20年6月には、契約者保護の観点から保険法が制定されており、同法の趣旨を踏まえた業務の見直しも必要となる。

また、金融機関においては、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要である。

したがって、本事務年度においては、保険会社等による顧客保護・利用者利便の向上に向けた以下の取組みを重点的に検証する。

その際、保険会社等の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努める。併せて、保険会社等が短期的な利益追求や利益相反などにより、歪んだインセンティブに動機付けられていないかにも注意を払う。

また、必要に応じ、消費者行政を一元的に推進する役割を果たすことが期待されている消費者庁とも協力していく。

#### （1）保険法の施行に向けた態勢整備の促進

- ① 保険法の施行（22年4月1日）までに、各保険会社等は、保険法に沿った約款改定等を行う必要がある。当局としては、契約者保護という保険法の趣旨や、保険法制定を受けて改正した監督指針等を踏まえ、約款改定等の認可申請に迅速かつ適切に対応していく。
- ② 保険法施行に向け、商品開発部門のみならず保険募集部門や保険金支払部門も含め、必要な態勢整備が行われているか、監督指針に留意しつつ検証を行っていく。

#### （2）情報セキュリティ管理の徹底等

顧客情報は金融取引の基礎をなすものであり、個人情報保護の観点からも、その厳格な管理を徹底する必要がある。また、法人関係情報の管理についても、市場の透明性・公正性に対する信頼を向上させるため、厳格に行う必要がある。こうした観点か

ら、情報セキュリティ管理等に係る内部管理態勢の適切な整備や、役職員による不正行為（情報漏えい・インサイダー取引等）の防止に向けた職業倫理の強化等に関する取組みを強く促していく。

また、本年6月にファイアーウォール規制を見直し、金融機関による自主的な利益相反管理体制の整備を促すプリンシプル・ベースの枠組みを構築したところであるが、これについて顧客利便の向上と利益相反の防止等の両立に向けて的確な対応が図られているか検証する。

### （3）適切な保険金支払管理態勢の構築

- ① 契約者等と直接に接する保険募集や保険金支払いの現場において、保険金の支払いが保険会社等の最も重要な責務であるという認識を十分に浸透させるとともに、保険金の不適切な不払い等が防止され、適時・適切な保険金の支払いが行われるような実効的な態勢が整備されているか検証する。
- ② 保険金の支払事由が発生した場合に、顧客保護、利用者利便の視点に立った迅速かつ適切な保険金請求手続の説明、保険金請求書類の交付、損害調査、事実の確認、顧客（事故の被害者を含む）対応等が行われるような態勢が整備されているか検証する。

### （4）適切な保険募集態勢の確立

- ① 保険会社等からの報告、検査部局による検査の結果、金融サービス利用者相談室等からの情報などを活用し、保険商品の販売・勧誘ルールの遵守状況を検証する。
- ② 金融審議会金融分科会第二部会保険の基本問題に関するワーキング・グループの「中間論点整理」（21年6月）において、実務的検証を行うこととされた論点（「募集文書」の活用状況、「広告規制」の運用状況、「募集人の資質向上」の取組状況）について、速やかに検証を行う。

### （5）相談・苦情処理態勢の充実

- ① 保険会社等に寄せられる相談・苦情について、その内容を的確に把握し、契約者等に対して誠実かつ公正に対応するための態勢が構築されているか検証する。  
また、相談・苦情の発生原因を把握・分析し、その結果を全社的な業務改善に活用していく態勢が構築されているか検証する。
- ② 21年6月に成立した改正保険業法には金融ADR制度が盛り込まれている。保険会社等に対し、当該制度の開始に向け必要な準備を行うよう促していく。また、制度開始前であっても、現行の業界団体等による自主的なADRの枠組みとの関連において、苦情・相談処理態勢等が適切に整備されているかについて検証する。

## 4. 保険会社等の属性に応じた監督対応

保険会社等の業務規模は、大規模のものから少額短期保険業者のような総じて小規模のものまで多様である。また、保険募集の形態も募集人・代理店を中心とするものや、

通信販売を中心とするものなど多様化している。このような状況を踏まえ、保険会社等の業務規模・態様等の属性に応じた監督対応を行っていく。

(1) 保険会社グループ等への対応

保険会社グループに関しては、グループ内の金融子会社の損失計上等によりグループ全体の経営悪化につながった事例等も踏まえ、金融コングロマリット監督指針等に基づき、グループ全体の業務の適切性や財務の健全性について検証する。その際、特に外国に本店や拠点を有するグループの場合には海外当局との連携に努める。

また、21年6月、IAISにおいて、保険グループ監督のための共通の評価枠組みの設計の調査が開始されたことも踏まえ、保険グループ監督に関する国際的な議論にも積極的に参画していく。

なお、中小の保険会社についても、効率的な実態把握に努めていく。

(2) 少額短期保険業者等への対応

① 少額短期保険業者については、ほとんどの業者が事業開始後間もないこと等を踏まえ、各業者の経営管理態勢、財務の健全性、業務の適切性等に関し、丁寧な指導・監督を行っていく。

② 公益法人制度改革関連法が20年12月に施行され、これまでの公益法人は、特例民法法人となり25年11月末までに新法人に移行することとされた。保険業を行っている特例民法法人には、新法人への移行後、保険業法上の規制が全面適用されることから、それらの法人からの相談に丁寧に対応していく。

(3) 保険募集形態の特色に応じた対応

① テレビやインターネット等の広告を利用して通信販売を行うなど、非対面型の募集形態をとる場合には、その募集広告が契約内容について顧客に誤解を与えるおそれがないかを確認するなど、保険会社等において募集形態の特色に応じた適切な募集が行われているか検証する。

② 保険商品の銀行等の窓口での販売については、19年12月22日に全面解禁が実施されたが、引き続き、弊害防止措置の実施状況を検証するとともに、顧客に対する契約内容の適切な説明など、保険募集に関するルール of 銀行等における遵守状況について検証する。

(以上)